

松江市児童クラブ条例の一部を改正する条例

松江市児童クラブ条例（平成 17 年松江市条例第 203 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
(児童クラブの名称、位置及び入会対象児童)			(児童クラブの名称、位置及び入会対象児童)		
第 2 条 クラブの名称、位置及び入会対象児童は、次のとおりとする。			第 2 条 クラブの名称、位置及び入会対象児童は、次のとおりとする。		
名称	位置	入会の対象とする児童	名称	位置	入会の対象とする児童
略			略		
佐太児童クラブ	松江市鹿島町佐陀本郷 1186 番地	佐太小学校に在籍する児童	佐太児童クラブ	松江市鹿島町佐陀本郷 1186 番地	佐太小学校に在籍する児童
鹿島東児童クラブ	松江市鹿島町北講武 599 番地	鹿島東小学校に在籍する児童			
2・3 略 (利用料金)			2・3 略 (利用料金)		
第 11 条 略			第 11 条 略		
2 前項の規定により指定管理者がクラブの利用料金を当該指定管理者の収入として收受する場合にあっては、第 7 条の見出し及び第 2 項、第 8 条、 <u>前条</u> 並びに別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 7 条第 1 項中「別表に定める使用料」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て別表に定める額の範囲内で定める利用料金」と、第 8 条及び <u>前条</u> 中「市長」とあるのは「指			2 前項の規定により指定管理者がクラブの利用料金を当該指定管理者の収入として收受する場合にあっては、第 7 条の見出し及び第 2 項、第 8 条、 <u>第 10 条</u> 並びに別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 7 条第 1 項中「別表に定める使用料」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て別表に定める額の範囲内で定める利用料金」と、第 8 条及び <u>第 10 条</u> 中「市長」とあるのは「指		

定管理者」と、別表中「使用区分」とあるのは「利用区分」と読み替えてこれらの規定を適用する。

定管理者」と、別表中「使用区分」とあるのは「利用区分」と読み替えてこれらの規定を適用する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。